

## 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担について

### 1 見直し案の概要

- (対象者) 療養病床に入院する70歳以上の高齢者(18年10月以降)
- (標準負担額) ① 食費 食材料費及び調理コスト相当を負担(4.2万円)  
② 居住費 光熱水費相当を負担(1.0万円) } ※介護保険と同額
- ※ 現行は食材料費相当を負担(2.4万円)  
※ 1割の定率自己負担と合計した場合の平均的な負担額は、9.4万円(介護保険は8.9万円)

- (保険給付) 入院時生活療養の基準額から標準負担額を控除した額を入院時生活療養費として支給
- ※ 現行の入院時食事療養費は、入院時食事療養の基準額(日額1,920円)から標準負担額(一般所得者の場合で日額780円)を控除した額を入院時食事療養費として支給

### 2 低所得者対策

所得の状況に応じて食費及び居住費の標準負担額を設定し、負担の軽減を図る。

<低所得者の食費・居住費負担額>	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	- 3.0万円	} 介護保険と同じ水準
	低所得者Ⅰ②(年金受給額80万円以下等)	- 2.2万円	
	低所得者Ⅰ①(老齢福祉年金受給者)	- 1.0万円	

### 3 負担の対象外となる患者

入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者及び回復期リハを受ける患者については、現行どおり食材料費相当のみを負担することとする。

### 4 新たな高齢者医療制度の創設に伴う措置

新たな高齢者医療制度の創設と併せて、65歳以上70歳未満の者について同様の負担の見直しを行う。  
(平成20年4月～)

療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直しに伴う入院時生活療養費の創設

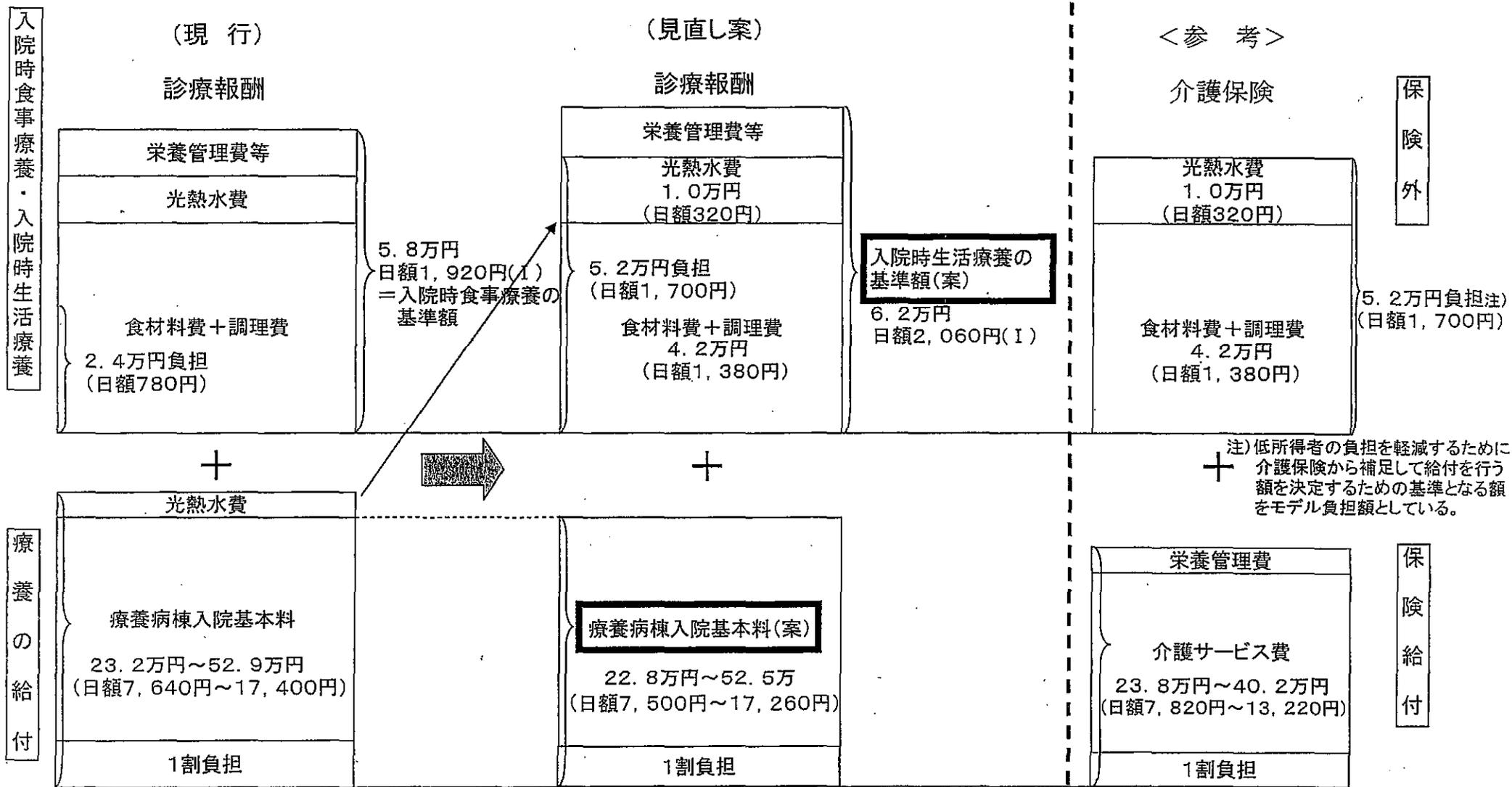
	生活療養	(参考) 食事療養
対象者	療養病床に入院する70歳以上（平成20年度から65歳以上）の高齢者	療養病床に入院する左記以外の者や、一般病床等に入院する者
内容	<p>食事の提供である療養と、光熱水費に関連するサービスとしての「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養」を合わせ、療養の給付と併せて行う生活療養とし、介護保険との均衡等の観点から、食費及び居住費の負担を求める法律上の仕組みを創設</p> <p>※ 従来 of 入院時の治療や食事等の水準に変更があるものではない。</p>	療養の給付と併せて行う食事の提供である療養であり、在宅との均衡の観点から、食費として食材料費相当の負担を求める法律上の仕組み

<p>療養費 の支給</p>	<p>入院時生活療養の基準額（※1）から標準負担額（※2）を控除した額を入院時生活療養費として支給</p> <p>※1 <u>入院時の生活療養に必要な費用の額として中医協の諮問を経て厚生労働大臣が定める額</u></p> <p>※2 平均的な家計における食費及び光熱水費の状況、介護保険との均衡等を勘案して厚生労働大臣が定める額</p> <p>〔一般所得者の場合で日額 1,700 円（*）〕</p> <p>〔* 1,380 円〔食費〕 + 320 円〔居住費〕〕</p>	<p>入院時食事療養の基準額（※1）から標準負担額（※2）を控除した額を入院時食事療養費として支給</p> <p>※1 <u>入院時の食事療養に必要な費用の額として中医協の諮問を経て厚生労働大臣が定める額</u></p> <p>〔入院時食事療養（Ⅰ）日額 1,920 円〕 〔入院時食事療養（Ⅱ）日額 1,520 円〕</p> <p>※2 平均的な家計の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 （一般所得者の場合で日額 780 円）</p>
--------------------	--	---

## 入院時生活療養の基準額及び入院料(診療報酬)

○ 療養病床に入院する高齢者について、現行の療養病棟入院基本料等に含まれている光熱水費によって賄われているサービスを切り出し、入院時食事療養と統合して、入院時生活療養を創設

【療養病棟入院基本料の例】(70歳以上・住民税課税者・多床室の場合)



注)低所得者の負担を軽減するために介護保険から補足して給付を行う額を決定するための基準となる額をモデル負担額としている。

○入院時生活療養費制度の創設に伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則等について、所要の文言の整理等を行う必要がある。

【主な改正内容】

- ・保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）（抄）

入院時食事療養関係	入院時生活療養関係（案）
<p data-bbox="286 453 461 491">（食事療養）</p> <p data-bbox="232 507 1108 707">第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行わなければならないとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。</p> <p data-bbox="232 786 1108 930">2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、標準負担額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。</p> <p data-bbox="232 1010 1108 1313">3 保険医療機関は、第五条第二項又は前条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p data-bbox="232 1337 1108 1481">4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。</p>	<p data-bbox="1187 453 1361 491">（生活療養）</p> <p data-bbox="1133 507 2009 762">第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行わなければならないとともに、その提供する食事の内容の向上及び温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。</p> <p data-bbox="1133 786 2009 986">2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。</p> <p data-bbox="1133 1010 2009 1265">3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p data-bbox="1133 1281 2009 1425">4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。</p>

【参考】健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（療養の給付）

第六十三条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、七十歳（\*平成20年4月から「六十五歳」に改正）に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三・四（略）

3・4（略）

（入院時食事療養費）

第八十五条 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3～9（略）

（入院時生活療養費）

第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3～5（略）